○法務省告示第百七十五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十四年四月二十七日

法務大臣　小川　敏夫

氏　名　デイビッド・ジェームズ・ローレンス
生年月日　千九百六十九年六月二十三日
国　籍　連合王国

○外務省告示第百六十一号

平成二十四年四月三日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成十五年三月二十八日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになったムアラカラン火力発電所ガス化計画及びムアラタワル・ガス火力発電所拡張計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意によりそれぞれ平成二十四年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十四年四月二十七日

外務大臣　玄葉光一郎

○財務省告示第百五十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十三年度の初日から平成二十四年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年四月二十七日

財務大臣　安住　淳

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十四年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	六・五トン
二	一二・〇トン
三	二九・八トン
四	三〇、六八四トン
五	一、五一四トン
六	一五トン
七	三九・五トン
八	二九・六トン
九	四九、六〇七トン
一〇	七、五三五トン
一一	一六、二五四トン
一二	七九、九二八トン
一三	六、三五一、二六八トン
一四	一、三六六、七五一トン
一四の二	七三九、九〇二トン
一五	三九四トン
一六	一二、四七五トン
一七	一二八、一六〇トン
一八	一八、二三一トン
一九	八六八トン
二〇	四一一トン
二一	三一、二九六トン
二二	五四三トン
二三	六、五四八トン
二四	三〇トン
二五	〇トン
二六	六、七三一トン
二七	一五、二〇二トン
二八	六トン
二九	五一〇トン

○財務省告示第百五十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十三年度の初日から平成二十四年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年四月二十七日

財務大臣　安住　淳

平成二十三年度の初日から平成二十四年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　二十一万四百二十三トン
二　冷凍牛肉　三十万百六十四トン

○国税庁告示第十三号

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二十七日

国税庁長官　川北　力

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人国際協力エヌジーオーセンター	東京都新宿区西早稲田二―三―十八	大橋　正明	平成二十四年五月一日から平成二十九年四月三十日まで
特定非営利活動法人市民のための健康・医療ネットワーク	茨城県つくば市吾妻三丁目七―一七	松﨑　靖司	平成二十四年五月一日から平成二十九年四月三十日まで
特定非営利活動法人セルフメディケーション推進協議会	東京都港区西新橋二丁目八番十一号	池田　義雄	平成二十四年五月一日から平成二十九年四月三十日まで

○財務省告示第百五十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十三年度の初日から平成二十四年三月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年四月二十七日

財務大臣　安住　淳

平成二十三年度の初日から平成二十四年三月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　七十四万百三十五トン
二　生きている豚及び豚肉等　七十四万百七十八トン

○国税庁告示第十四号

特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）附則第四条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二十七日

国税庁長官　川北　力

別表特定非営利活動法人きらめき未来塾の項中「大阪府大阪市北区紅梅町五番二十五号」を「大阪府大阪市北区東天満一丁目十二番十三号」に改め、同表特定非営利活動法人国境なき子どもたちの項中「東京都新宿区下落合四丁目三番二十六号」を「東京都新宿区下落合四丁目三番二十二号」に改め、同表特定非営利活動法人子どもの虐待防止ネットワークあいちの項中「子どもの虐待防止ネットワークあいち」を「ＣＡＰＮＡ」に改め、同表特定非営利活動法人セブンサミッツ持続社会機構の項中「東京都世田谷区弦巻二丁目十七番十九号」を「東京都千代田区平河町二丁目七番五号砂防会館本館二階」に改め、同表特定非営利活動法人日本国際ボランティアセンターの項中「東京都台東区上野五丁目三番四号」を「東京都台東区東上野一丁目二十番六号」に改める。